

**加工施設における
那珂市屋内退避及び避難誘導計画**

令和3年3月

那珂市

目次

第1章 総則	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の修正・見直し	1
第2章 基本的事項	2
1. 対象地域	2
2. 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置	3
3. 放射性物質放出後の防護措置	5
4. モニタリングポストと避難単位の紐づけ	7
5. 避難所等	8
6. 防護措置を適切かつ円滑に進めるための取組	9
第3章 市民等の避難	10
1. 一般市民の避難	10
2. 要配慮者の避難	11
3. 児童等の避難	11
4. 一時滞在者の避難	11
5. 外国人への配慮	11
第4章 市民の避難等に係る広報	12
1. 国、県等との連携	12
2. 広報媒体の効果的活用	12
3. 広報のタイミング	12
4. 広報の内容	12
5. わかりやすい広報	12
6. 広報において留意すべき事項	13
第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施	14
1. 安定ヨウ素剤の配布・服用	14
2. 避難退避時検査の実施	14
第6章 避難所の開設・運営等	15
1. 開設・運営等	15
2. 避難所における要配慮者の支援	15
3. 避難状況の確認	15
4. 運営上の支障	15
5. 避難が長期化した場合の対応	15
第7章 複合災害への対応	16
1. 避難所が被災した場合	16
2. 避難経路が不通になった場合	16
3. 原子力災害の同時発生	17
第8章 今後の課題	18

第1章 総則

1. 計画の目的

この計画は、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下、「地域防災計画」という。）に基づき、三菱原子燃料株式会社（以下、「三菱原燃」という。）における加工施設において、原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を確実に実施できるよう必要な事項を定める。

2. 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画の一部として位置づけ、本計画に定めのない事項については、地域防災計画に拠る。

また、本計画は、国が定める「原子力災害対策指針」、茨城県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」と整合を図り策定する。

3. 計画の修正・見直し

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、「原子力災害対策指針」や「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定をはじめ、関係機関等との協議、本市の各種対策の検討、検証等を踏まえ、随時、修正・見直しを行う。

第2章 基本的事項

1. 対象地域

「原子力災害対策指針」において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

加工施設については、国の基準を踏まえ、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」において、原子力災害対策重点区域の範囲を加工施設から約1 km 圏内を「緊急防護措置を準備する区域」（以下、「UPZ^{※1}」という。）としていることから、本市における防護措置対象地域は「本米崎」及び「向山」とする。

※1. UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) : 緊急防護措置を準備する区域
段階的に屋内退避、一時移転、避難を行う区域のこと

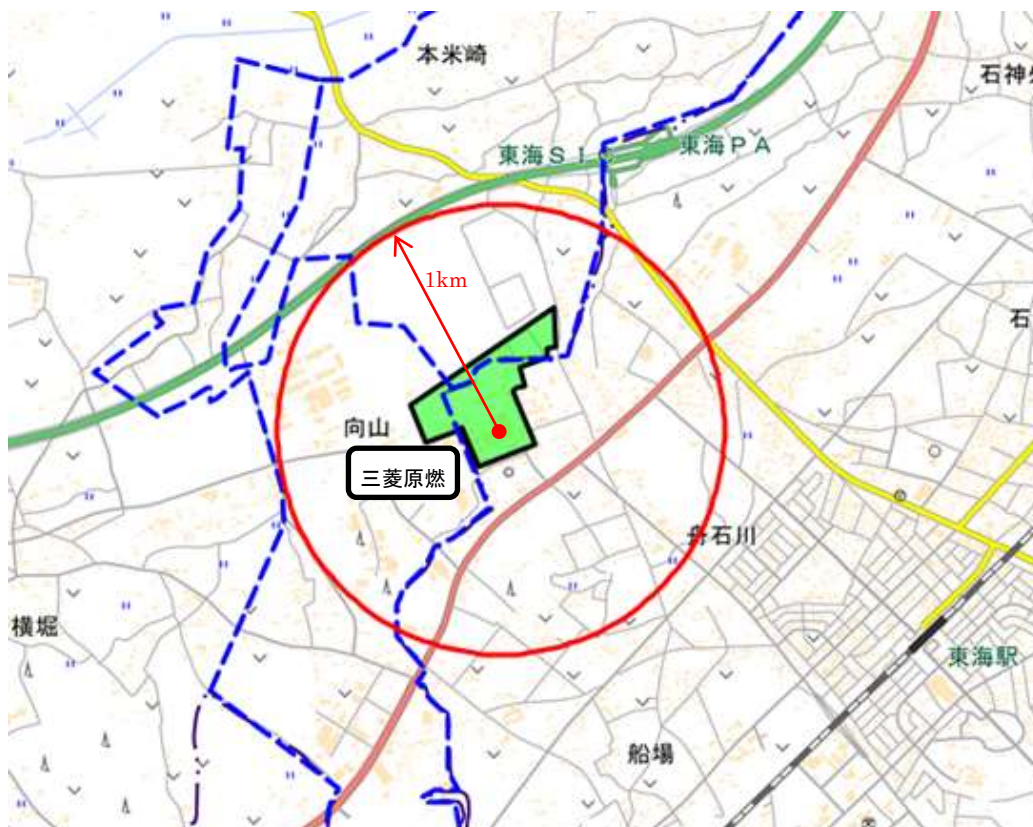
【原子力災害対策重点区域】

対象事業所	許可等区分 ^{※2}	原子力災害対策重点区域		
		区域の範囲	対象地域	人口 ^{※3}
三菱原燃	加工	UPZ 約1 km	本米崎 向山	1,573 人

※2. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）の許可等の区分による

※3. 平成27年国勢調査に基づく

【原子力災害対策重点区域の対象地域及び範囲】



2. 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置

市は、加工施設において放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に、国、県からの指示及び独自の判断により、防護措置対象地域に対して、必要に応じた防護措置を講じる。

そのため、加工施設の緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）に応じた防護措置を段階的に実施する。

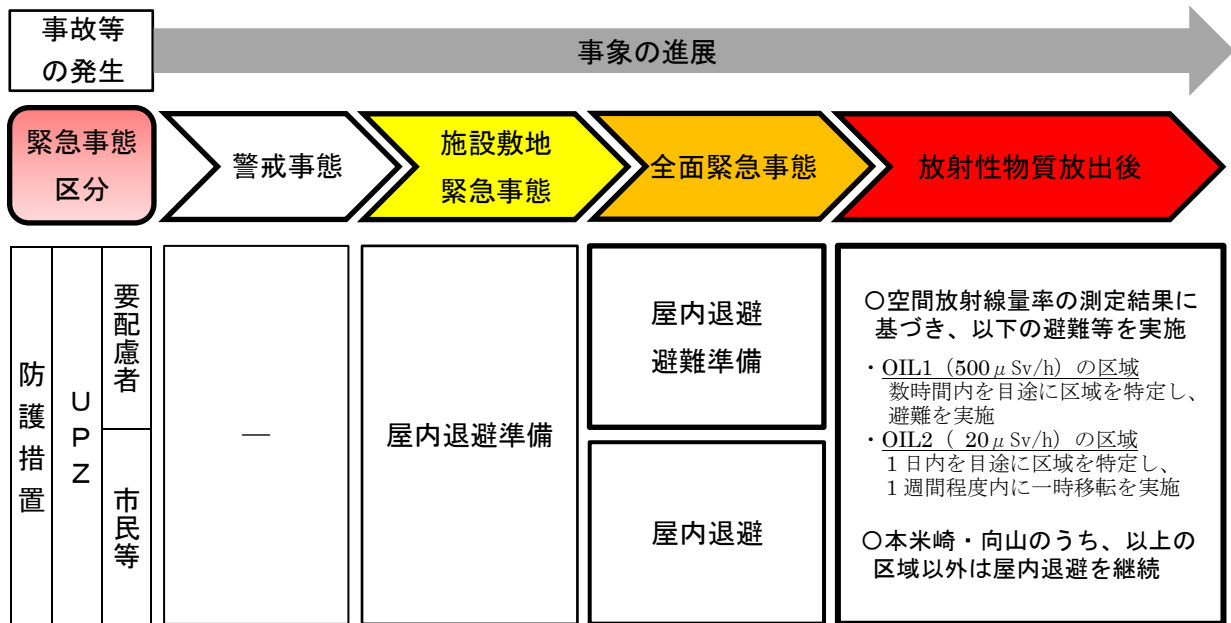
市民等については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避をする。

要配慮者（高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊産婦・傷病者・入院患者等）については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避をするとともに避難準備を開始する。

なお、屋内退避は、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。また、屋内退避は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、一時移転又は避難の実施が困難な場合に行う。

また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、職場、学校等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避する。

【緊急事態区分に応じた防護措置フロー】



【緊急事態区分及びその判断基準となるEAL※4】

緊急事態区分	判断基準例
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂市又は東海村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 茨城県沿岸に大津波警報が発表された場合
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地境界に設置されたモニタリングポストの1ヶ所で5μSv/h以上のγ線量を検知した場合 ・ 排気口において、基準値※5に定められる以上の放射線量が認められた場合 ・ 排水口において、基準値※5に定められる以上の放射性物質濃度を10分以上継続して放出した場合
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地境界に設置されたモニタリングポストの2ヶ所で5μSv/h以上のγ線量を検知した場合、又は1ヶ所で5μSv/h以上のγ線量を10分以上継続して検知した場合 ・ 排気口において、基準値※5に定められる以上の放射線量が認められた場合（施設敷地緊急事態と同一基準） ・ 排水口において、基準値※5に定められる以上の放射性物質濃度を10分以上継続して放出した場合（施設敷地緊急事態と同一基準）

※4. EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準

※5. 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条に定められる値

3. 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（以下、「OIL^{※6}」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

市民等は、一時移転、避難の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとし、自家用車を持たない、あるいは使用しない市民等は、一時集合所又は中継避難所へ移動したのち、県が手配したバス等により避難する。

なお、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置であり、避難は空間放射線量率等が高い、又は、高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施する防護措置である。

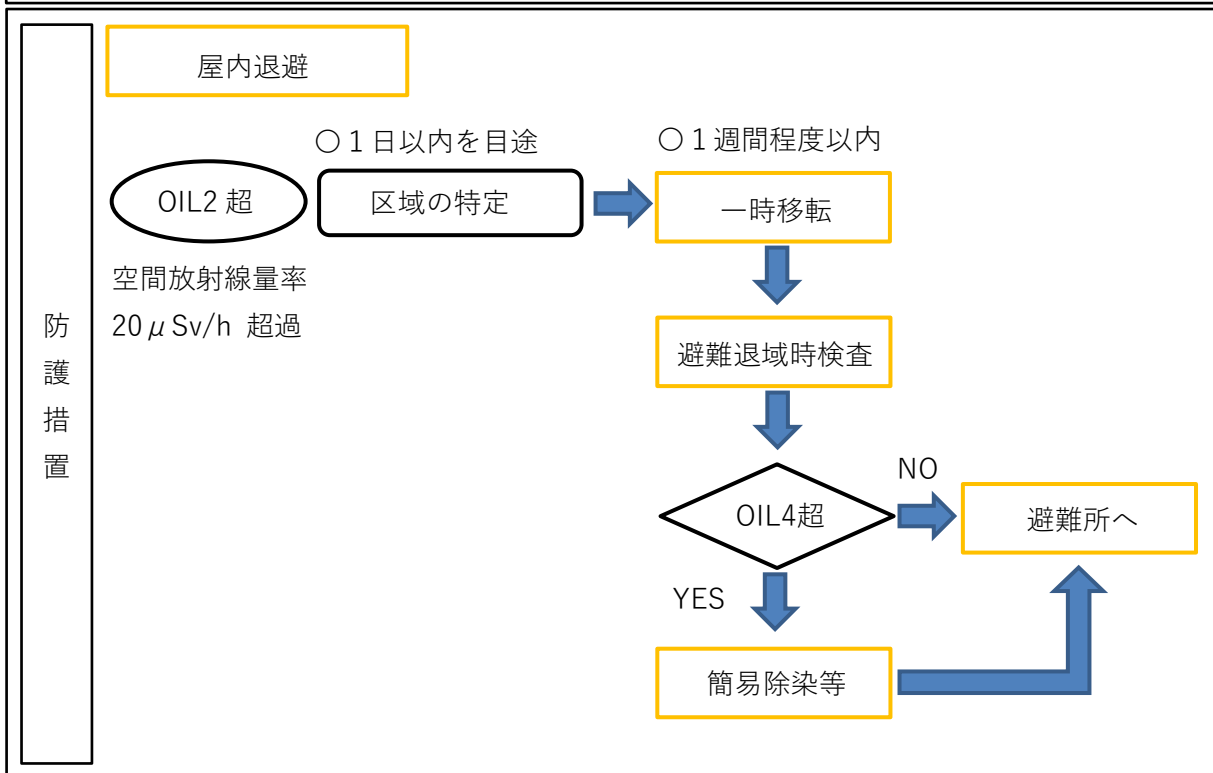
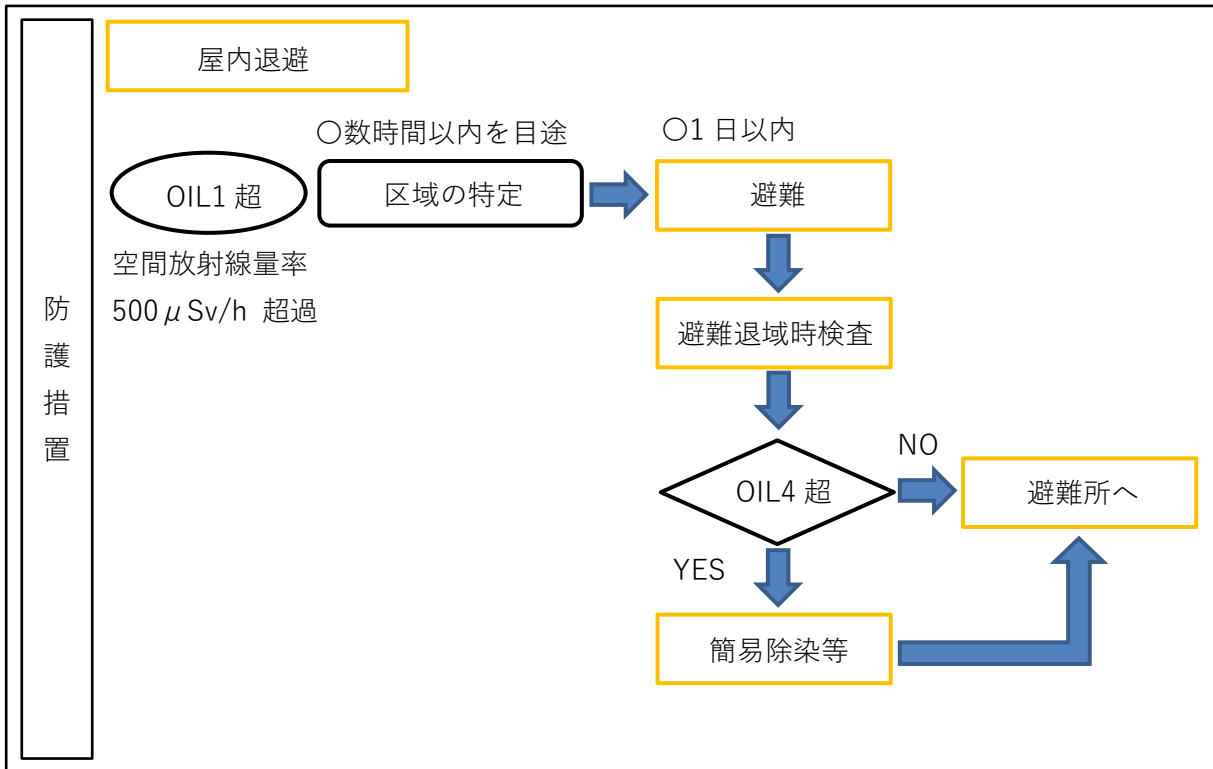
【OIL と防護措置】

基準の種類	空間放射線量率等	必要な防護措置
OIL1	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
OIL2	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施
OIL4	β 線 : 40,000cpm ^{※7} (皮膚から数cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等へ避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施

※6. OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル
放射性物質放出後の防護措置の実施を判断するための基準

※7. OIL4の初期設定値に相当する値である。我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm² 相当となる。

【OIL に応じた防護措置フロー】



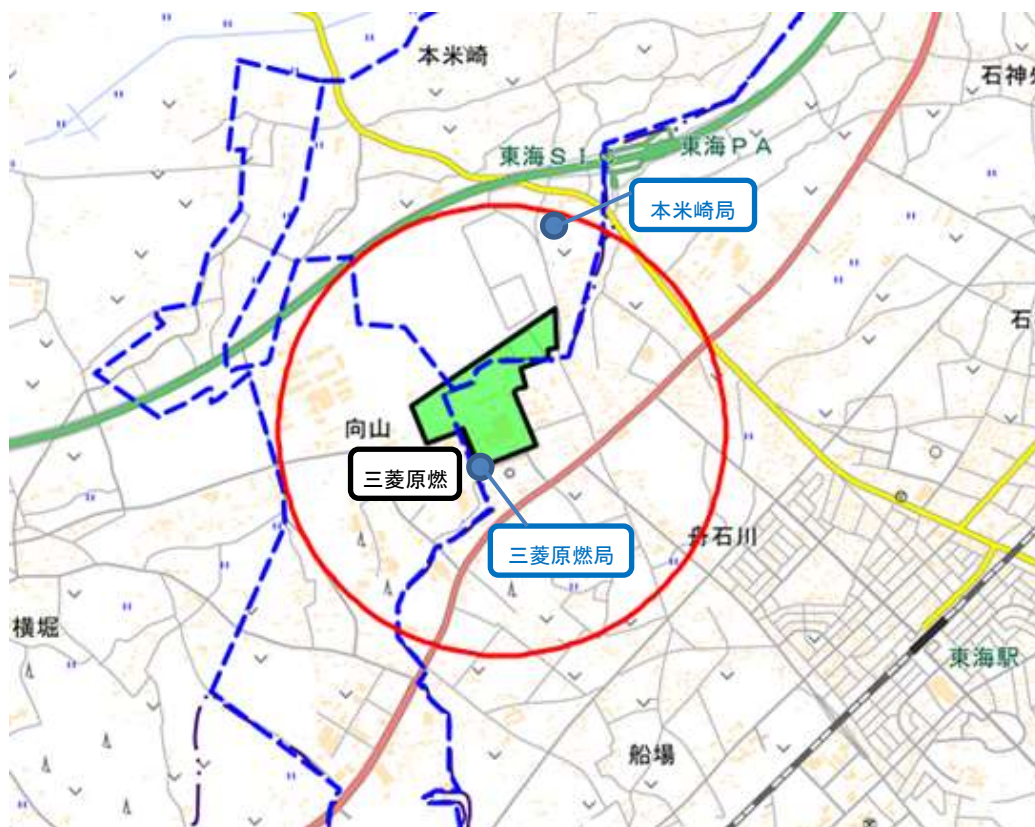
4. モニタリングポストと避難単位の紐づけ

OILに基づく防護措置を迅速に実施するため、事前設置しているモニタリングポストと避難単位の紐づけを行う。

モニタリングポストで測定された実測値に基づき、一時移転や避難等の防護措置を実施する区域を特定する。

【モニタリングポストと避難単位】

モニタリングポスト	避難単位
本米崎局	本米崎
三菱原燃局	向山



5. 避難所等

避難単位は地区ごととし、市民等は市が定めた避難経路に従って避難所に避難する。その際、まずは、中継避難所に向かう。

市は、避難者の受入及び避難可能な避難所への案内を行うなど、わかりやすい施設を中継避難所として設定し、市民等の避難を円滑に行う。なお、避難所は、はじめに中継避難所から避難者の受入を行い、その後の避難状況に応じて、順次、別の避難所を開設する。

また、市が開設した避難所以外（UPZ圏外の親戚・知人宅等）へ避難するにあたっては、避難退域時検査により放射性物質の付着がないことを確認したうえで移動する。

避難経路は、那珂核融合線を主な避難経路と定める。

避難にあたっては、自家用車での避難を基本とするが、要配慮者や自家用車を持たない、あるいは使用しない市民等は、一時集合所又は中継避難所へ移動したのち、県が手配したバス等により避難する。

【一時集合所及び避難所等】

地区	一時集合所	主な避難経路	中継避難所	避難所
本米崎	旧本米崎小学校	那珂核融合線	ふれあいセンターよこぼり	ふれあいセンターよこぼり 横堀小学校 額田小学校 那珂第二中学校 木崎小学校
向山	— (一時集合所は設けない)			

避難経路図



6. 防護措置を適切かつ円滑に進めるための取組

市は市民に対して、平素から次の項目について普及・啓発を行い、市民の防護措置が適切かつ円滑に進むように努める。

【普及・啓発の例】

- ・放射線に関する正しい知識
- ・原子力災害時の情報入手方法、問い合わせ窓口
- ・避難手段、避難及び屋内退避を行う時期や方法
- ・地区ごとの一時集合所・避難経路・避難所
- ・避難所での生活方法、携行すべき物品
- ・安定ヨウ素剤の正しい服用方法

第3章 市民等の避難

1. 一般市民の避難

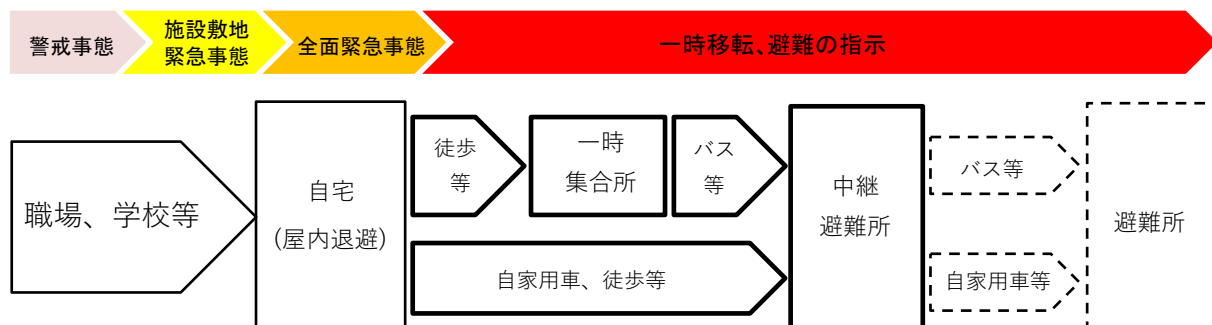
一時移転、避難の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始する。なお、渋滞の抑制や避難所での駐車場の確保の観点から、可能な限り複数人の乗り合いにより避難をする。

また、自家用車を持たない、あるいは使用しない市民等は、一時集合所又は中継避難所へ移動したのち、県が手配したバス等により避難する。

市は、中継避難所が収容可能人数に達した場合又はその見込みがある場合に、順次、避難所を開設するものとし、市民等は、中継避難所を経由して指定された避難所へ避難する。

【避難のフロー】

○原則



○帰宅が困難な場合



2. 要配慮者の避難

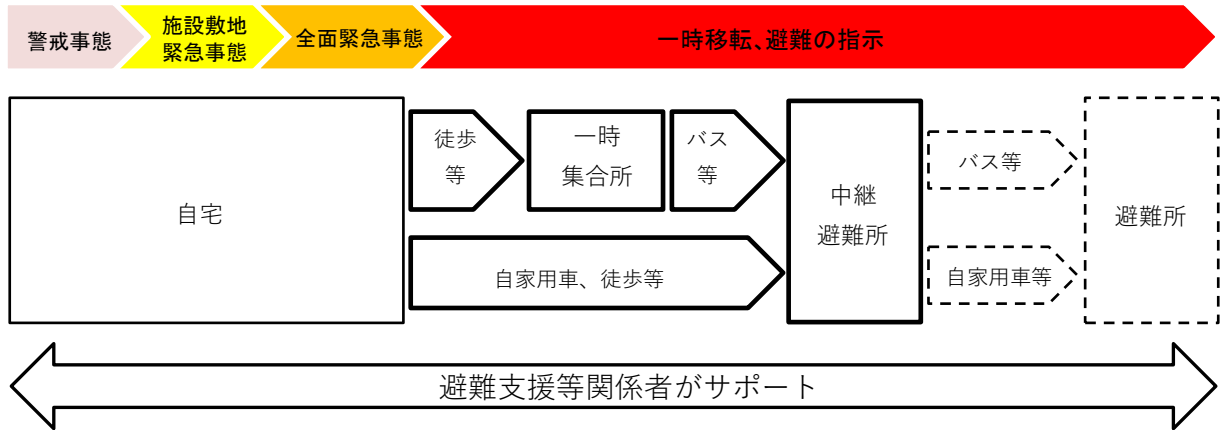
一時移転、避難の指示が発せられた場合には、次のとおり避難を開始する。

(1) 在宅の避難行動要支援者

避難支援等関係者（民生委員、消防団、自主防災組織、自衛隊等）の協力を得て、あらかじめ定められた個別計画等に基づき避難させる。

【避難のフロー】

○在宅の避難行動要支援者



3. 児童等の避難

園児・児童・生徒等（以下、「児童等」とする。）の在園、在校時に原子力災害が発生した場合、施設管理者は、あらかじめ作成した避難マニュアルに基づき、児童等を保護者に引き渡すこととし、原則として、児童等は自宅から避難を実施する。

なお、学校等からの帰宅が困難な場合、又は保護者への引き渡しができない児童等は、滞在している場所に屋内退避するものとし、避難等の必要が生じた場合は学校等からの集団避難を行う。

4. 一時滞在者の避難

市は、観光客等の一時滞在者に対して、防災行政無線や広報車を用いるほか、報道機関等を通じて、適切に情報提供を行う。

避難が指示された段階で帰宅できない場合は、最寄りの一時集合所又は中継避難所から市民とともにバス等により避難を行う。

5. 外国人への配慮

市は、外国人に対して、原子力災害の状況、屋内退避・避難指示情報等が正確に伝わるよう、防災行政無線・広報車・テレビ・ラジオ・ホームページ・SNS等を活用し、適切に情報提供を行う。

第4章 市民の避難等に係る広報

1. 国、県等との連携

市は、原子力災害発生時の混乱を防止するため、市民等及び報道機関への情報提供、避難等の伝達に関し、国、県、防災関係機関及び三菱原燃と密接に連携し迅速に広報を行う。

2. 広報媒体の効果的活用

市は、市民等への情報提供に関し、防災行政無線・広報車・テレビ・ラジオ・緊急速報メール・ホームページ・SNS等を効果的に活用する。

3. 広報のタイミング

市は、あらかじめ広報のタイミングを整理しておく。

また、情報の空白期間が生じることによる誤った情報の拡散や様々な混乱の発生等を防止するため、特段の状況変化がなくても、繰り返し定期的に情報提供を行う。

【広報のタイミング例】

- ・警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至った場合
- ・特別な体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ・原子力災害の状況等に大きな変化があった場合
- ・屋内退避、避難等を連絡する場合
- ・放射性物質が放出された場合
- ・その他情報提供が必要な場合

4. 広報の内容

市は、あらかじめ作成する広報文例に従い、状況に応じ次の項目について広報を実施する。

なお、各段階や場面に応じたわかりやすく正確で迅速な広報を行う。

【広報の内容例】

- ・原子力災害の状況及び環境への影響
- ・市や関係機関の対応状況
- ・市民等の取るべき行動
- ・屋内退避、避難等の指示
- ・一時集合所、中継避難所、安定ヨウ素剤の緊急時配布場所
- ・その他必要と認める事項

5. わかりやすい広報

市は、情報提供に際し、情報の発信元を明確にし、わかりやすい広報を心がけるとともに、視聴覚障がい者や外国人等にも配慮し、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等を活用する。

6. 広報において留意すべき事項

各段階の広報については次のとおり留意する。

- ・「落ち着いて、市からの指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
- ・具体的な行動を求める段階では、対象となる地域名及びとるべき行動を具体的に示し、対象地域を中心に、重点的な広報を行う。また、対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
- ・市民に求める行動が地域に応じて異なる場合は、措置の相違を具体的に説明し、対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- ・避難所等での情報不足による混乱を回避するため、定期的に情報を提供する。

第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

(1) 安定ヨウ素剤の配布・服用の指示

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、市は、国、県の指示及び独自の判断により、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。

(2) 安定ヨウ素剤の緊急時配布場所

安定ヨウ素剤の緊急配布については、中継避難所にて行う。

2. 避難退域時検査の実施

避難退域時検査は、避難者や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するため、次のとおり行う。

- ・ 避難退域時検査は、国、県、指定公共機関及び原子力事業者等が連携協力し、国が定める手順に従い市民等の検査及び除染を行う。
- ・ 避難退域時検査の対象は、避難指示を受けた市民等及びその携行物品等とする。
- ・ 避難退域時検査については、中継避難所をはじめ、原則として開設する避難所等にて実施する。

第6章 避難所の開設・運営等

1. 開設・運営等

市は、避難の必要が生じた場合は、一時集合所、中継避難所及び避難所を開設するものとし、その旨を速やかに市民等に周知するとともに円滑な避難誘導に努める。

また、避難所の運営については、避難者及びボランティア等の協力を得て行う。

2. 避難所における要配慮者の支援

在宅の避難行動要支援者については、家族が中心となって支援を行う。

市は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、国、県に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

なお、市は、必要に応じ、福祉避難所^{※8}を開設する。

3. 避難状況の確認

市は、警察・消防本部・自主防災組織等の協力を得て市民が避難済みであること等の確認を行う。

避難者の所在について、避難所に避難した市民は、避難者名簿により確認し、避難所以外に避難した市民については、警察や消防本部のほか避難した市民からの情報等をもとに確認する。その際、個人情報取り扱いには十分配慮する。

なお、市民は、避難する際に避難済みであることを、避難することが困難な市民は、支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示する。

4. 運営上の支障

市は、避難者が避難所の受入れ人数を超える等避難所の運営に支障が生じる又はそのおそれがある場合には、県と協議・調整のうえ、他の避難所を確保する。

5. 避難が長期化した場合の対応

市は、避難が長期化した場合は、国、県と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるよう努める。

また、市は、国、県と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営・賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努める。

※8. 一般の避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者（介護の必要な高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児など）が利用する二次的な避難所

第7章 複合災害への対応

1. 避難所が被災した場合

市は、避難所の被災状況及び避難受入れの可否について早急に確認を行う。

なお、避難所が被災し避難の受入れが困難となった場合、市は県と連携し、早期に第二の避難先を確保する。

第二の避難先は、県が予め候補地を確保する。(事前に避難元と避難先施設の紐づけはしない。)

候補地は、市民等の負担軽減のため、隣接市町村又は隣々接市町村に受入れを依頼する。

【第二の避難先候補地】

	隣接市町村・隣々接市町村（行政順）
東海・那珂地区	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、大洗町、城里町

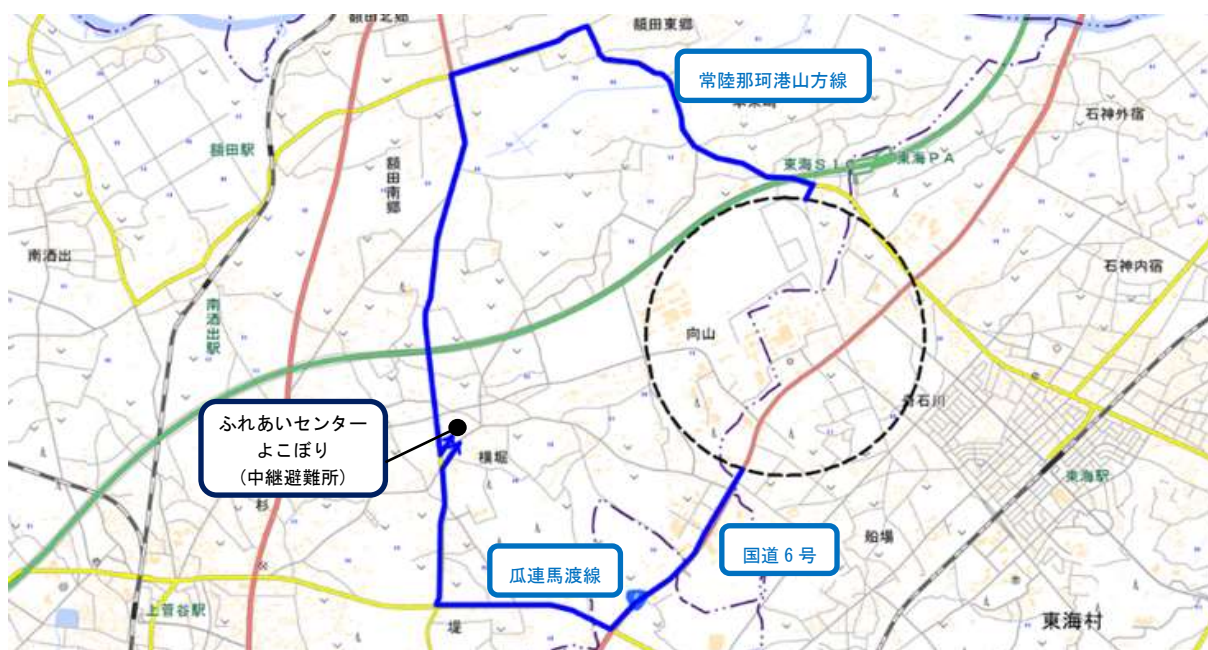
2. 主な避難経路が不通になった場合

市は、主な避難経路が被災した場合に備え、避難先の方角に対し、代替避難経路を定める。

【代替避難経路】

地区	主な避難経路	代替避難経路
本米崎	那珂核融合線	常陸那珂港山方線
向山		国道6号～瓜連馬渡線

代替避難経路図



3. 原子力災害の同時発生

加工施設及び日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下、「東海第二発電所」とする。）との同時発災の場合、市民等の２段階の避難を避けるため、東海第二発電所の事故進展状況により、必要に応じて柔軟に対応を切り替える。

具体的には、東海第二発電所の事態が悪化する見込みであれば、東海第二発電所の防護措置を採ることとし、当初から30km圏外の避難所に避難するよう指示を出す。

第8章 今後の課題

本計画の実効性を高めるため、引き続き以下の事項について検討を進め、その結果を本計画に順次反映させていく。

(1) 避難行動要支援者の支援体制

- ・在宅の避難行動要支援者の支援体制
- ・移動手段の確保

(2) 安定ヨウ素剤の配布体制

- ・緊急時における効率的な配布方法

(3) 避難退域時検査体制

- ・避難退域時検査を実施する要員の確保、資機材の調達、実施場所の確保

(4) 避難状況の確認

- ・避難所への避難状況を迅速・正確に確認できる体制

(5) 複合災害への対応

- ・災害対策本部機能の維持

(6) 一時滞在者の避難誘導體制

- ・一時滞在者への対応